

Web上の終活-SNSアカウントの取扱い方法



アカウント情報やパスワードはエンディングノートを活用…

- 生きている間はSNS等のアカウントを使い続け、自身の死後にアカウントを削除したい方の場合、重要なのは以下の3点を家族らに伝えておくことです。
 - ① 利用しているSNS・パソコン・スマートフォン等の種類と概要
 - ② 保存されている情報と自身の死後の取扱いの意思表示
 - ③ アカウント名・パスワード情報が何処に記載されているのか
- 上記の情報は**エンディングノート**を活用して、**アナログベースで記載**しておくことをお勧めします。
- パソコン等にデジタルデータで保存しておく、いざというときにパスワードやIDがわからずに、結局、専門業者に有料でお願いすることにもなるからです。



基本的なSNSの閉じ方…

- ユーザーは自分の使っているSNSのアカウント情報を家族等に伝えておく。
- ユーザーが亡くなったら、家族等は亡くなったユーザーの「**身分証明書**」や「**死亡を証明する書類**」などを用意する。
- 家族等がSNS運営会社に、ユーザーのアカウント削除の申請を「**それぞれの削除依頼フォーム**」に従って依頼する。
- SNS運営会社がユーザーのアカウントを削除する。



死亡診断書 (死体検案書)

この死亡診断書 (死体検案書) は、我が国の医師法に基づき作成されたものであり、これを提出していただくことにより、死亡の事実を証明し、死亡の時刻、場所、原因等を明らかにすることができます。

記入の注意

1. 医師は、日本国内に在住する者について、その死亡の事実を証明し、死亡の時刻、場所、原因等を明らかにするために、この診断書を作成する。2. 医師は、この診断書を作成するに当たって、必要に応じて、死体検案書の提出を依頼する。3. 医師は、この診断書を作成するに当たって、必要に応じて、死体検案書の提出を依頼する。

死亡した人の氏名	死亡した人の性別	死亡した人の年齢	死亡した人の職業	死亡した人の住所	死亡した人の死亡時刻	死亡した人の死亡場所	死亡した人の死亡原因	死亡した人の死亡診断書	死亡した人の死亡診断書
死亡した人の氏名	死亡した人の性別	死亡した人の年齢	死亡した人の職業	死亡した人の住所	死亡した人の死亡時刻	死亡した人の死亡場所	死亡した人の死亡原因	死亡した人の死亡診断書	死亡した人の死亡診断書
死亡した人の氏名	死亡した人の性別	死亡した人の年齢	死亡した人の職業	死亡した人の住所	死亡した人の死亡時刻	死亡した人の死亡場所	死亡した人の死亡原因	死亡した人の死亡診断書	死亡した人の死亡診断書

死亡診断書 (死体検案書) は、我が国の医師法に基づき作成されたものであり、これを提出していただくことにより、死亡の事実を証明し、死亡の時刻、場所、原因等を明らかにすることができます。

「追悼」切り替え~思い出を残す方法~

- ユーザーの死後、SNSのアカウントを残したまま、安全性を確保する仕組みの導入も進んでいます。
- フェイスブックではユーザーの死後、家族等が戸籍謄本とともに申し込むと、以下の「追悼切り替え」が可能です。
 - ①「追悼アカウント」に切り替わり、プロフィール画面横に「追悼」と表示される
 - ②「新たなログイン」は出来なくなる
 - ③「投稿・写真」等はそのまま残り、ユーザーが生前設定した範囲で閲覧可能
 - ④「故人を思い出して偲ぶ場」として利用してもらうことが目的
- インスタグラムでも同様な追悼アカウントに切り替えることが出来る。

代表的SNS別「削除依頼フォーム依頼」のURL…

●アカウント削除依頼の入力フォームは、各SNSのサイト上にありますが「**見つけにくい**」ので、URLを下記の通りまとめておきました。

facebook

<https://www.facebook.com/help/contact/228813257197480>

Twitter

<https://help.twitter.com/forms/privacy>

Instagram

https://help.instagram.com/contact/1474899482730688?helpref=faq_content